（特定用語の使用基準）

第12条　事業者は、新品ピアノの品質、性能、取引条件等について、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　（略）

⑵　優位性、最上級等を意味する用語

「世界一」、「日本一」、「ナンバーワン」、「当社だけ」、「他の追随を許さない」、「最高」、「最大」、「最高級」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、その内容が客観的、具体的事実に基づいており、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。

⑶　（略）

（特定事項の表示基準）

第13条　事業者は、新品ピアノに関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　写真等と販売価格の併用

写真、イラスト等と販売価格（希望小売価格を含む。）とを同一面に表示する場合は、当該写真、イラスト等に使用した商標及び機種名とその販売価格とを対応させて明瞭に表示すること。

⑵　（略）

（不当表示の禁止）

第14条　事業者は、新品ピアノについて、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴　（略）

⑵　特定機種にのみ適用する機構、製造方法、仕様等による品質又は性能の向上について、あたかも他の機種のものにも適用するかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示

⑶～⑽　（略）

（特定用語の使用基準）

第12条　事業者は、新品ピアノの品質、性能、取引条件等について、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　（略）

⑵　優位性、最上級等を意味する用語

「世界一」、「日本一」、「当社だけ」、「他の追随を許さない」、「最高」、「最大」、「最高級」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、その内容が客観的、具体的事実に基づいており、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。

⑶　（略）

（特定事項の表示基準）

第13条　事業者は、新品ピアノに関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　写真等と販売価格の併用

写真、イラスト等と販売価格（希望小売価格を含む。）とを同一面に表示する場合は、当該写真、イラスト等に使用した商標及び機種名とその販売価格とを対応させて明りょうに表示すること。

⑵　（略）

（不当表示の禁止）

第14条　事業者は、新品ピアノについて、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴　（略）

⑵　特定機種にのみ適用する機構、製造方法、仕様等による品質、性能の向上について、あたかも他の機種のものにも適用するかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示

⑶～⑽　（略）

⑾　納入期間や納入時期について、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

⑿　（略）

⒀　（略）

⒁　（略）

⒂　（略）

⒃　（略）

⒄　他の事業者のピアノについての営業方針、事業活動及び信用度並びに他のピアノの品質、性能、取引条件等について、中傷又は誹謗する表示

⒅　（略）

（おとり広告に関する表示の禁止）

第15条　事業者は、新品ピアノの取引に関するパンフレット、ポスター、チラシ、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、看板等による広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴・⑵　（略）

⑶　取引の申出に係るピアノの販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のそのピアノについての表示

（店頭等における必要表示事項）

第17条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭、展示場等に展示する中古ピアノ及び荷ずれ品その他のピアノには、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。

⑴　（略）

⑵　商標及び機種名

⑶　（略）

⑷　高さ、間口及び奥行並びに重量

⑸～⑽　（略）

⑾　運送料・据付料に関する事項

⑿　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息・手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額

⑾　（略）

⑿　（略）

⒀　（略）

⒁　（略）

⒂　（略）

⒃　他の事業者のピアノについての営業方針、事業活動及び信用度並びに他のピアノの品質、性能、取引条件等について、中傷又はひぼうする表示

⒄　（略）

（おとり広告に関する表示の禁止）

第15条　事業者は、新品ピアノの取引に関するパンフレット、ポスター、チラシ、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、看板等による広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

⑴・⑵　（略）

⑶　取引の申出に係るピアノの販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合のそのピアノについての表示

（店頭等における必要表示事項）

第17条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭、展示場等に展示する中古ピアノ及び荷ずれ品その他のピアノには、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。

⑴　（略）

⑵　商標、機種名

⑶　（略）

⑷　高さ、間口、奥行の寸法、重量

⑸～⑽　（略）

⑾　運送料、据付料に関する事項

⑿　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額